

計算例 1 一宮太郎さん(サラリーマン)の場合

平成24年に住宅ローンでマイホームを取得し、平成25年の源泉徴収票が以下のとおりで、平成25年末現在の住宅ローン残高が16,000,000円の場合。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

※区分		(受給者番号) 123456	
支払を受ける者	住所 一宮市栄○丁目△番□号	氏名 (フリガナ) イチノミヤ タロウ	名 (役職名) 一宮 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
給与・賞与	5 125 873	3 559 200	1 661 021 0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
有無	老人 特定 老人 その他	特別 その他	社会保険料等の金額
○	千円 円 人 従人	千円 円 人 従人	千円 円 人 従人
			465 021 50 000 6 000 94 900
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 160,000円		国民年金保険料等の金額 0円	介護医療保険料の金額
居住開始年月日 平成24年3月1日		配偶者の合計所得	新個人年金保険料の金額
妻：花子 子：一郎		新生命保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		旧生命保険料の金額 100 000円	旧長期損害保険料の金額
1 扶養親族	年未成 外国人 退職 災害者 乙 本人が障害者 特 他 一 特 寡 夫 学勤 中 途 競 ・ 退 職 受 給 者 生 年 月 日	就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	○ 46 10 10
支払住所(居所)又は所在地	一宮市本町○丁目△番□号		
支払者 氏名又は称	株式会社 イチノミヤ (電話) 0586-28-8963		

○課税標準(課税所得金額)を求めます。

$$\begin{aligned} \text{課税所得} &= (\text{給与所得控除後の金額}) - (\text{所得控除の額の合計額}) \\ &= 3,559,200円 - 1,661,021円 = 1,898,000円 \quad (1,000円未満切捨) \dots (A) \end{aligned}$$

○住宅ローン控除限度額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{住宅ローン控除限度額} &= \text{住宅ローン残高} \times 1\% \quad (\text{住宅ローン残高に掛ける率は居住年により異なります。}) \\ &= 16,000,000 \times 1\% = 160,000 \quad (100円未満切捨) \dots (ア) \end{aligned}$$

○住宅ローン控除限度額より所得税額を差し引きます。

$$\begin{aligned} \text{課税標準(A)が1,898,000円ですので、所得税の税率は5\%なので、} \\ &= 160,000円 - (1,898,000円 \times 5\%) = 65,100円 \dots (イ) \end{aligned}$$

○課税標準(課税所得金額)の5%を求めます。

$$\begin{aligned} (A) \times 5\% \text{となりますので、} \\ &= 1,898,000円 \times 5\% = 94,900円 \dots (ウ) \end{aligned}$$

一宮太郎さんは、住宅ローン控除が所得税より引きされていないので、(イ)か(ウ)のいずれか少ない金額、この場合は(イ) < (ウ)なので(イ)の65,100円を市県民税の所得割額より控除することになります。

★市県民税所得割から控除(減額)される金額=(イ)か(ウ)のいずれか少ない金額
(イ)65,100円 < (ウ)94,900円 → 65,100円

一宮太郎さんは、65,100円が平成26年度市県民税所得割より控除(減額)されます。

計算例 2 尾西健介さん(サラリーマン)の場合

平成24年に住宅ローンでマイホームを取得し、平成25年の源泉徴収票が以下のとおりで、平成25年末現在の住宅ローン残高が20,000,000円の場合。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

※区分		(受給者番号) 123456	
支払を受ける者	住所 一宮市東五城字備前〇番地	氏名 (フリガナ) ビサイ ケン介	名 (役職名) 尾西 健介
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	5 125 873	3 559 200	1 661 021
源泉徴収税額			0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
有 無	老人 特定 老人 その他	内 人 人 人	内 人 人 人
〇			
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
465 021	50 000	6 000	94 900
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 200,000円		国民年金保険料等の金額 0円	介護医療保険料の金額
居住開始年月日 平成24年3月1日		配偶者の合計所得	新個人年金保険料の金額
妻：明子 子：翔太		新生命保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		旧生命保険料の金額 100 000	旧長期損害保険料の金額
1 既婚者	年未成人	外国人	退職死亡
乙 本人が障害者	寡婦	寡夫	学勤生
欄 特別 其他 一般	特別		
支住所(居所)又は所在地	一宮市本町〇丁目△番□号		
支払者 氏名又は称	株式会社 イチノミヤ (電話) 0586-28-8963		

○課税標準(課税所得金額)を求めます。

$$\begin{aligned} \text{課税所得} &= (\text{給与所得控除後の金額}) - (\text{所得控除の額の合計額}) \\ &= 3,559,200円 - 1,661,021円 = 1,898,000円 \quad (1,000円未満切捨) \dots (A) \end{aligned}$$

○住宅ローン控除限度額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{住宅ローン控除限度額} &= \text{住宅ローン残高} \times 1\% \quad (\text{住宅ローン残高に掛ける率は居住年により異なります。}) \\ &= 20,000,000 \times 1\% = 200,000 \quad (100円未満切捨) \dots (ア) \end{aligned}$$

○住宅ローン控除限度額より所得税額を差し引きます。

$$\begin{aligned} \text{課税標準(A)} &\text{が} 1,898,000円 \text{ですので、所得税の税率は} 5\% \text{なので、} \\ &= 200,000円 - (1,898,000円 \times 5\%) = 105,100円 \dots (イ) \end{aligned}$$

○課税標準(課税所得金額)の5%を求めます。

$$\begin{aligned} (A) \times 5\% &\text{となりますので、} \\ &= 1,898,000円 \times 5\% = 94,900円 \dots (ウ) \end{aligned}$$

尾西健介さんは、住宅ローン控除が所得税より引きされていないので、(イ)か(ウ)のいずれか少ない金額、この場合は(イ) > (ウ)なので(ウ)の94,900円を市県民税の所得割額より控除することになります。

★市県民税所得割から控除(減額)される金額=(イ)か(ウ)のいずれか少ない金額
(イ)105,100円 > (ウ)94,900円 → 94,900円

尾西健介さんは、94,900円が平成26年度市県民税所得割より控除(減額)されます。